

川青発第 20 号

令和5年7月7日

川口市監査委員 澤野 高雄 様  
同 金井 洋 様  
同 奥富 精一 様  
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和元年10月28日執行の子ども部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

雑入について（青少年対策室）

青少年対策室の青少年体験事業参加者負担金雑入において、川口市会計事務規則に定める期限までに収納金が払い込まれていないものが見受けられたので、適正に執行されたい

講じた措置の内容

令和5年7月3日付け調定起票の「令和5年度子ども自然体験村参加者負担金」について、川口市会計事務規則に則り、収納の日後3日以内に指定金融機関等へ払い込むよう事務を改めました。

